

公害被認定者が他疾病を主病として入院中に、公害診療を受けた場合の 公害診療報酬明細書に記載する「診療実日数」について

他疾病を主病として入院している患者の「診療実日数」については、入院日数を記載するのではなく、認定疾病の療養を行った日のみを数え記載してください。

2. 公害診療報酬明細書(入院)(様式第二号(一))の記載について [抜粋]

(8) 「診療実日数」欄

入院日数を記載すること。他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日を数え付記すること。

(参考)平成 19 年度版公害診療報酬の手引き(社会保険研究所)P.433

他疾病を主病として入院している被認定者は、指定疾病の治療のために公害健康被害の補償等に関する法律(以下「法」とする)第 19 条第 1 号第五号の療養をうけているとみなすことはできない。

指定疾病の病状については、通院による療養相当とみなして指定疾病にかかる法第 19 条第 1 項第一号から第三号までの療養を受けた日数について算定する。

なお、この場合、法第 19 条第 1 項第二号の日数は、実際に医療機関において調剤行為が行われた日数により算定するものであり、投薬日数によるものではない。

《公害健康被害の補償等に関する法律》

第 19 条(療養の給付)

都道府県知事は、その認定に係る被認定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその他の療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

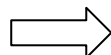
六 移送

《例》 他疾病での入院中(4/1～4/30)

4/1 認定疾病の薬剤を 7 日分処方

4/8 //

4/13 認定疾病の処置(ネブライザー)



診療実日数は「5 日」となります

4/15 認定疾病の薬剤を 7 日分処方

4/22 //